

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公開番号】特開2013-244078(P2013-244078A)

【公開日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2012-118087(P2012-118087)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月27日(2014.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

大当たりか否の大当たり判定の判定結果が肯定である場合には、前記大当たり判定の判定結果を導出する結果導出演出の終了後に特別入賞口が開放される大当たり遊技を付与する遊技機において、

前記大当たり判定の判定結果が肯定となる大当たり確率を特定可能な確率情報として、前記大当たり確率を低確率とすることを特定可能な低確率情報、及び前記大当たり確率を高確率とすることを特定可能な高確率情報を記憶可能な確率情報記憶手段と、

始動口への入球検知を契機として第1判定用乱数の値、及び第2判定用乱数の値を含む乱数の値を取得し、当該取得した乱数の値を乱数記憶手段に記憶させる乱数取得手段と、

前記結果導出演出を開始させるときに、前記乱数記憶手段に記憶されている第1判定用乱数の値を用いて、前記確率情報記憶手段に記憶されている確率情報から特定可能な大当たり確率により前記大当たり判定を実行する大当たり判定手段と、

前記確率情報記憶手段に前記高確率情報が記憶されている場合であって、前記大当たり判定の判定結果に基づき前記結果導出演出が実行される場合、当該結果導出演出を開始させるときの大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値と同じ入球検知を契機として取得された第2判定用乱数の値を用いて前記大当たり確率を高確率から低確率へ移行させるとんには前記確率情報記憶手段に前記低確率情報を記憶させる確率移行制御を実行する確率情報制御手段と、

前記結果導出演出を開始させるときより前に、当該結果導出演出における大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値を用いて、その第1判定用乱数の値を用いる大当たり判定で肯定判定されるかを判定する開始前大当たり判定手段と、

前記結果導出演出を開始させるときより前に、当該結果導出演出における大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値と同じ入球検知を契機として取得された第2判定用乱数の値を用いて、前記確率情報制御手段が前記確率移行制御を実行するか否かの開始前移行判定を実行する開始前移行判定手段と、

前記開始前大当たり判定の判定結果、及び前記開始前移行判定の判定結果に基づき演出実行手段を制御して、前記大当たり判定の判定結果が肯定となる可能性を示す大当たり期待度、及び前記確率移行制御が実行されないことにより前記大当たり確率が高確率に維持される可能性を示す高確率継続期待度のうち少なくとも一方を報知する報知演出を、前記入球検知を契機として乱数の値が取得されてから、当該取得した乱数の値のうち前記第1判定用乱

数の値を用いた大当たり判定に基づく結果導出演出が終了する迄の期間のうち少なくとも一部の期間において実行させる演出実行制御手段と、を備え、

前記報知演出には、第1演出態様の報知演出と第2演出態様の報知演出とがあり、

前記第1演出態様の報知演出は、前記大当たりへの期待感を与える演出として位置付けられてい一方で、前記第2演出態様の報知演出は、前記大当たり確率が高確率に維持されることへの期待感を与える演出として位置付けられており、

前記演出実行制御手段は、

前記開始前大当たり判定の判定結果が肯定である場合、及び前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が否定である場合の何れかである場合に前記第1演出態様による報知演出を実行させる一方で、

前記開始前大当たり判定の判定結果が肯定である場合、前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が否定である場合、及び前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が肯定である場合の何れかである場合に前記第2演出態様による報知演出を実行させる制御を可能に構成していることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

前記演出実行制御手段は、大当たりの種類に基づき第1演出態様の報知演出と第2演出態様の報知演出を実行させる制御を可能に構成していることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するために、請求項1に記載の発明は、大当たりか否かの大当たり判定の判定結果が肯定である場合には、前記大当たり判定の判定結果を導出する結果導出演出の終了後に特別入賞口が開放される大当たり遊技を付与する遊技機において、前記大当たり判定の判定結果が肯定となる大当たり確率を特定可能な確率情報として、前記大当たり確率を低確率とすることを特定可能な低確率情報、及び前記大当たり確率を高確率とすることを特定可能な高確率情報を記憶可能な確率情報記憶手段と、始動口への入球検知を契機として第1判定用乱数の値、及び第2判定用乱数の値を含む乱数の値を取得し、当該取得した乱数の値を乱数記憶手段に記憶させる乱数取得手段と、前記結果導出演出を開始させるときに、前記乱数記憶手段に記憶されている第1判定用乱数の値を用いて、前記確率情報記憶手段に記憶されている確率情報から特定可能な大当たり確率により前記大当たり判定を実行する大当たり判定手段と、前記確率情報記憶手段に前記高確率情報が記憶されている場合であって、前記大当たり判定の判定結果に基づき前記結果導出演出が実行される場合、当該結果導出演出を開始させるときの大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値と同じ入球検知を契機として取得された第2判定用乱数の値を用いて前記大当たり確率を高確率から低確率へ移行するときには前記確率情報記憶手段に前記低確率情報を記憶させる確率移行制御を実行する確率情報制御手段と、前記結果導出演出を開始させるときより前に、当該結果導出演出における大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値を用いて、その第1判定用乱数の値を用いる大当たり判定で肯定判定されるかを判定する開始前大当たり判定手段と、前記結果導出演出を開始させるときより前に、当該結果導出演出における大当たり判定に用いられる第1判定用乱数の値と同じ入球検知を契機として取得された第2判定用乱数の値を用いて、

前記確率情報制御手段が前記確率移行制御を実行するか否かの開始前移行判定を実行する開始前移行判定手段と、前記開始前大当たり判定の判定結果、及び前記開始前移行判定の判定結果に基づき演出実行手段を制御して、前記大当たり判定の判定結果が肯定となる可能性を示す大当たり期待度、及び前記確率移行制御が実行されないことにより前記大当たり確率が高確率に維持される可能性を示す高確率継続期待度のうち少なくとも一方を報知する報知演出を、前記入球検知を契機として乱数の値が取得されてから、当該取得した乱数の値のうち前記第1判定用乱数の値を用いた大当たり判定に基づく結果導出演出が終了する迄の期間のうち少なくとも一部の期間において実行させる演出実行制御手段と、を備え、前記報知演出には、第1演出態様の報知演出と第2演出態様の報知演出とがあり、前記第1演出態様の報知演出は、前記大当たりへの期待感を与える演出として位置付けられている一方で、前記第2演出態様の報知演出は、前記大当たり確率が高確率に維持されることへの期待感を与える演出として位置付けられており、前記演出実行制御手段は、前記開始前大当たり判定の判定結果が肯定である場合、及び前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が否定である場合の何れかである場合に前記第1演出態様による報知演出を実行させる一方で、前記開始前大当たり判定の判定結果が肯定である場合、前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が否定である場合、及び前記開始前大当たり判定の判定結果が否定であり且つ前記開始前移行判定の判定結果が肯定である場合の何れかである場合に前記第2演出態様による報知演出を実行させる制御を可能に構成されていることを要旨とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記演出実行制御手段は、大当たりの種類に基づき第1演出態様の報知演出と第2演出態様の報知演出を実行させる制御を可能に構成されていることを要旨とする。